

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	西尾市遺児手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、西尾市遺児手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和8年7月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	西尾市遺児手当関係事務
②事務の概要	西尾市遺児手当支給条例及び西尾市遺児手当支給条例支給規則に基づき、同条例、規則で定める者に対して西尾市遺児手当の認定・資格喪失・各種変更の事務を行う。
③システムの名称	R-STAGE 福祉情報システム ADWORLD住民情報システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	西尾市行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「条例」という。)第4条 別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 条例 第4条 別表第2の4の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども部子育て支援課 445-8501西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども部子育て支援課 445-8501西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

システムへのアクセスが可能な職員を静脈認証及びパスワードにより限定しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-3 法令上の根拠	利用までに制定する条例に規定する	西尾市行政手続における特定の人を識別するための利用等に関する法律に基づく個人番号	事後	条例の施行及びシステムの稼働開始による
平成28年4月1日	I-4-① 実施の有無	未定	実施する	事後	条例の施行及びシステムの稼働開始による
平成28年4月1日	I-4-② 法令上の根拠		番号法第19条14号 条例第4条 別表第1の4の項	事後	条例の施行及びシステムの稼働開始による
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 青山 秀樹	子育て支援課長 平井 隆文	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 平井 隆文	子育て支援課長 嶋崎 広高	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	子育て支援課長 嶋崎 広高	子育て支援課長 山口 留美子	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	子育て支援課長 山口 留美子	子育て支援課長	事後	
平成31年4月1日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-2 特定個人情報の入手	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-3 特定個人情報の使用	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-7 特定個人情報の保管・消去	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-8 監査	(項目なし)	項目追加	事後	
平成31年4月1日	IV-9 従業者に対する教育・啓発	(項目なし)	項目追加	事後	
令和1年11月20日	公表日	2015/5/29	2019/11/20	事前	規則第15条に基づく再実施
令和1年11月20日	I-1-③ システムの名称	西尾市遺児手当システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー	児童手当等システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー	事前	規則第15条に基づく再実施
令和1年11月20日	II-1 対象人数	2015/3/19	2019/11/20	事前	規則第15条に基づく再実施
令和1年11月20日	II-2 取扱者数	2015/3/19	2019/11/20	事前	規則第15条に基づく再実施
令和3年4月1日	II-1 対象人数	2019/11/20	2021/4/1	事前	規則第15条に基づく再実施
令和3年4月1日	II-2 取扱者数	2019/11/20	2021/4/1	事前	規則第15条に基づく再実施
令和4年4月1日	II-1 対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事前	規則第15条に基づく再実施
令和4年4月1日	II-2 取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事前	規則第15条に基づく再実施
令和5年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条14号 条例第4条 別表第1の4の項	番号法第19条8号 条例第4条 別表第1の4の項	事前	規則第15条に基づく再実施
令和5年4月1日	II-1 対象人数	2022/4/1	2023/4/1	事前	規則第15条に基づく再実施
令和5年4月1日	II-2 取扱者数	2022/4/1	2023/4/1	事前	規則第15条に基づく再実施
令和6年4月1日	II-1 対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年4月1日	II-2 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和7年8月11日	II-1 対象人数	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和7年8月11日	II-2 取扱者数	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和7年8月11日	IV-8 人手を介在させる作業		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護
令和7年8月11日	IV-8 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保
令和7年8月11日	IV-8 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保
令和7年8月11日	IV-8 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保
令和7年8月11日	IV-8 最も優先度が高いと考えられる対策		児童手当等システムへのアクセスが可能な職員を静脈認証及びパスワードにより限定してい	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保
令和7年8月11日	I-1-③ システムの名称	児童手当等システム 団体内総合宛名システム 中間サーバー	R-STAGE 福祉情報システム ID連携サーバーシステム 中間サーバー	事後	
令和8年6月5日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条	番号法第19条第9号	事後	
令和8年6月5日	II-1 対象人数	2025/4/1	2026/4/1	事後	
令和8年6月5日	II-2 取扱者数	2025/4/1	2026/4/1	事後	
令和8年6月5日	I-1-③ システムの名称	R-STAGE 福祉情報システム ID連携サーバーシステム 中間サーバー	R-STAGE 福祉情報システム ADWORLD住民情報システム 中間サーバー	事後	